

## 注 記

### 1. 重要な会計方針

#### 1) 減価償却費について

器具備品・・・定率法、なお耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

#### 2) リース取引の処理方法(事務用品をリースの対象としています)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### 3) 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式によっている。